

土壌汚染対策法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準

	特定有害物質	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002mg/L以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
	ベンゼン	0.01mg/L以下	
重金属等	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
	シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下
	水銀及びその化合物	(総水銀) 0.0005mg/L以下 (アルキル水銀) 検出されないこと	15mg/kg以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	フッ素及びその化合物	0.08mg/L以下	4,000mg/kg以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
農薬等	シマジン	0.003mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
	チウラム	0.006mg/L以下	
	P C B	検出されないこと	
	有機リン化合物	検出されないこと	